

小規模保育事業

一般社団法人 新芽の会 ひだまり保育園 重要事項説明書

1. 事業の目的及び運営の方針

- (1) ひだまり保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする乳児及び幼児を日々保護者の委託を受けて保育と子育て支援を行う事を目的とします。
- (2) 当園では、子どもの人権を尊重すると共に安全でくつろいだ環境のもと、入園対象児が0歳から2歳の低年齢児であることを踏まえ、発達の個人差を十分に考慮しつつ、ひとりひとりに寄り添いその気持ちを受容し子どもが安心感と信頼感をもって意欲的に活動できる保育を心がけています。
又、乳幼児にふさわしい様々な体験を通して健全な心身の発達を図るよう努めます。
- (3) 当園は、法令等を遵守し、事業を実施するものとします。
- (4) 当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日告示）に準じ、小規模保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供するものとします。

2. 事業所の名称等

(1) 施設の概要

- | | |
|---------------|--|
| ①施設の種類 | 小規模保育事業A型 |
| ②名 称 | ひだまり保育園 |
| ③所 在 地 | うるま市平良川375-1 1階 |
| ④認可年月日 | 平成30年5月1日 |
| ⑤定 員 | 0歳（6名）、1歳（6名）、2歳（6名） 合計18名 |
| ⑥施 設 長 | 平良 静江 |
| ⑦建物の構造 | 鉄筋コンクリート造り2階建て |
| ⑧保 育 室 等 | 乳児室（22.07㎡）、1・2歳児室（33.96㎡）
調理室（9.22㎡）、トイレ（3.6㎡） |
| ⑨屋外遊技場 | 園庭有 |
| ⑩認可日（保育事業開始日） | 平成30年5月1日認可 |

(2) 設置者

- | | |
|----------|------------------------|
| ①設 置 者 | 一般社団法人 新芽の会 代表理事 平良 静江 |
| ②住 所 | うるま市平良川375-1 1階 |
| ③電 話 番 号 | 098-989-5262 |

3. 提供する保育の内容

実施する事業の種類	特定地域型保育・延長保育
当園がめざす保育理念	「心身ともに健康で心豊かな子」 ・げんきにあいさつをする ・ともだちとなかよくあそぶ ・すききらいなくなんでもたべる ・しぜんにしたしむ
保育方針及び内容	・安全で安心な環境を構成し、家庭的な雰囲気の中、一人一人が伸び伸びとすごせるようにする。 ・職員がゆとりをもって穏やかな態度で一人一人の欲求に応え、情緒の安定を図る。 ・日々の生活や遊びの中で一人一人が意欲をもって基本的生活習慣の習得に取り組めるよう適切に援助する。 ・友達や保育士との関わりの中で相手の気持ちを思いやる心を育てると共に絵本や紙芝居、遊戯を通して言葉の豊かさ、表現する力の基礎を培う。 ・自然や地域の行事、文化等に積極的に関わり興味や関心を育てる。 ・一人一人の発達状態や健康状態を把握し、適切に対応すると共に生活のリズムを大切にし、健康にすごせるようにする。 ・一人一人の生育歴、既往歴、アレルギーの有無、家庭環境等の情報を職員全員で共有し、一貫性のある対応を心がける。 ・保護者との信頼関係のもと、両者が協力連携し合ってよりよい子育てを実践し、子どもの成長を共に喜ぶ。 ・職員は保育の専門性を高め、資質を向上させ、子どもの最善の利益、人権に配慮した保育を行うため園内外の研修に参加し、常に自己研鑽に努め、喜びや意欲をもって保育に当たる。
保育の自己評価 公表	・職員は、保育の理念、保育観、及び保育内容について自己評価のためのチェックリストを用いて定期的に自らの保育を振り返ることによって保育の質を高め、又、チェックリストに基づき話し合うことで保育に対する考え方、方針等を全職員で共有するものとする。 ・自己評価の結果内容については玄関ホールに備え付け閲覧できる環境とします。

4. 職員の配置

職 名	人 数	職 名	人 数
施 設 長	1 人	調 理 員	1 人
主任保育士	1 人	その他（用務員）	1 人
保 育 士	8 人	嘱託医（内科・歯科）	2 人
子育て支援員	1 人		

（職務内容）

- 1 園長は園の業務を統括し、保育士及び全職員を指揮監督する。
- 2 主任保育士は、園長を補佐し、保育内容について保育士を統括し、保育士間の業務調整、保育向上のための技術指導、指導計画・特別行事計画の作成指導、保健衛生に関する計画策定と指導、給食業務の監督等の業務を行う。
- 3 保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び保護者との連絡調整、遊具の安全点検等の業務を行う。又、保育支援員は保育士を補佐するための業務を行う。
- 4 栄養士・調理員は、献立表の作成整理、給食調理員業務、炊具食器の整備
- 5 事務員は、保育所の運営管理に必要な事務処理、契約事務、経理事務に従事する。
- 6 用務員は食育の畑づくり、収穫、台風対策、避難訓練時の誘導・介助、施設の軽微な修理等を行う。
- 7 嘱託医・嘱託歯科医は入所児の健康診断、入所児ならびに職員の健康相談、園の衛生管理に関する助言指導を行う。

5. 保育を提供する日

保育を提供する日は月曜日から土曜日までです。

ただし、日曜日、祝日、慰霊の日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は休園となります。

6. 保育を提供する時間

次の時間帯のうち保育を必要とする時間

	開所時間	保育標準時間利用時間帯	保育短時間利用時間帯
月曜日から土曜日	7時15分から19時15分	7時15分から18時15分 ※上記の時間を超えた利用は延長保育となります。	8時00分から16時00分 ※上記の時間を超えた利用は延長保育となります。

7. 利用の開始に関する事項

(1) 入所資格

児童福祉法第24条の規定により保育が実施された児童であり、うるま市が入所を承諾後、利用開始となる

8. 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

保育料は徴収袋による現金払いでの納入になります。

毎月6日までに当月分を納入して下さいますようお願い致します。

(2) 延長保育料等

区 分	料 金
保育標準時間利用時間帯を超える利用	18:15～19:15までは延長保育時間です。 延長保育の料金（月単位利用 3,000 円、1 時間 300 円）
保育短時間利用時間帯を超える利用 （合計 11 時間／日以内の場合）	保育短時間の前後別々の料金になります。 30 分 150 円 、 1 時間 300 円

(3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

個人所有となる園用赤白帽については購入時に代金（1,000 円 税別）を徴収致します。

災害共済保険保護者負担分 年間 105 円を徴収致します。

9. 利用にあたっての留意事項

(1) (告知・報告)

保育園利用児の安全かつ適切な保育を確保し、健全な発育を図るため保護者は園指定の児童家庭調査票を記入、提出により保育上必要な事柄を園に告知することとします。

併せて、保護者と当園は利用児の日々の健康状態及び、保育状況等について緊密に連絡し合う為、口頭または連絡ノート、ブログを活用することとします。

尚、毎月の行事や共通連絡事項等は月1回発行の園だよりにてお知らせ致します。

(2) (保育不可日)

当園では、次の各号のいずれかに該当する場合は、乳幼児の保育を行わないことがあります。

ア 甲の乳幼児が感染症の病気で、他の乳幼児に感染する恐れがあるとき

イ 甲の乳幼児が病気等で健康を損ない、通常の保育が困難であるとき

ウ 災害の発生、または発生の恐れがあり、危険が想定されるとき

(3) (不正行為への対応)

当園では、保護者が偽りその他の不正な行為によって地域型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してうるま市に通知致します。

10. 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合に保育の提供を終了するものとします。ただし、第1号に該当する児童が特例給付の対象となる場合については、うるま市と協議の上その取り扱いを決定するものとします。

- (1) 利用乳幼児が満3歳に達した年度の3月31日を経過したとき
- (2) 保護者が支給認定要件に該当しなくなったとき
- (3) その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11. 連携施設

当園では、以下の内容で連携施設を設定しています。

(1) 連携内容

①保育の内容に関する支援（合同保育・行事保育参加）

利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な相談、助言その他の保育の内容に関する支援

②卒園後の受皿

満3歳に達した年度の3月31日を経過することにより当園における保育の提供を終了した後の継続的な受け入れ

③代替保育の提供

通常の保育が提供できない場合の代替

(2) 連携施設

種 類	認定こども園	施 設 名	うるま市立あげなこども園
設 置 者	社会福祉法人みどり葉福祉会	場 所	うるま市西原129
電 話 番 号	979-7575	施 設 長	安座間 葉子
連 携 内 容	①保育内容の支援	②卒園後の受け皿	③代替保育の提供

12. 嘱託医

当園では、以下の医療機関を嘱託医としています。

(1) 内科（小児科）

- ①医療機関の名称 ゆいクリニック
- ②所 在 地 沖縄市登川2444-3
- ③電 話 番 号 098-989-3801

(2) 歯科

- ①医療機関の名称 パーク歯科
- ②所 在 地 うるま市みどり町1-1-6
- ③電 話 番 号 098-974-3663

1 3. 健康診断

・内科健診、歯科検診、尿検査は年2回（前期・後期）

※内科健診・歯科検診は保育園で実施します。

※当日受診できない場合は、直接各医院での受診になります。

1 4. 児童に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額

保 険 の 種 類	賠償責任保険		
保 険 の 内 容	保育施設側の保護監督中に保育園の施設や設備に欠陥があつて園児がけがをした場合。園が提供した給食で食中毒になった場合等。		
保 険 金 額	事 故	1名支払限度額（1億円）	1事故支払限度額（10億円）
	食中毒	1名支払限度額（1億円）	1事故支払限度額（10億円）

1 5. 虐待防止の対応

児童虐待の予防と早期発見及び解決に努め、子どもと保護者へ適切な援助を行う為に「虐待対応マニュアル」を作成し、園長を中心に組織的に対応致します。

1 6. 要望・苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

- ①担 当 職 員 金城 亜希子（主任保育士）
- ②解決責任者 平良 静江（施設長）
- ③第3者委員 比嘉 暢哉 比嘉行政書士 社会福祉士事務所
 稲嶺 昭子 育成カレッジ学院 非常勤講師
- ④ご利用時間 月曜日から土曜日 8：30～17：00
- ⑤電 話 番 号 098-989-5262

1 7. 緊急時の対応

保育中に、お子さまの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。

また、嘱託医か子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園の判断をもってしかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

18. 非常災害時の対応

非常災害に関する具体的な計画を立て、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

消防計画作成 (変更)届出書	うるま市消防署 平成 30年 4月 6日届出			
	防火管理者 平良 静江		管理権限者 平良 静江	
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練(月 1 回)を実施			
防災設備	消火器、非常時持出袋 (非常食・飲料水・おむつ等)			
指定避難場所	第 1 避難場所	平良川公民館	第 2 避難場所	兼原小学校

～台風時の登園基準～

☆臨時休園

1. 「暴風警報」発令中
2. 公立の小・中・高校等が臨時休校
3. 午前中に暴風域に入る見込み
4. 14時以降に警報が解除の見込み

☆警報解除後の登園について

1. 警報解除の1時間後より受け入れ
2. 10時以降に解除の場合、給食の提供無し(お弁当持参)

19. 保育日課

デイリープログラム(1日の流れ)

- 7:15 開園・順次登園(検温、体調確認)
- 8:00 合同保育(自由遊び)
- 9:20 朝の全体集会(乳児を除く)
＜今月の歌、体操＞
- 9:30 片付け、連絡事項、出席等確認、トイレ、手洗い
- 9:50 朝のおやつ
- 10:00 設定保育(月案、週案、日案による)
- 11:00 片付け、トイレ、手洗い、食事準備
- 11:10 昼食(食事が済み次第、清拭、着替え、必要に応じてシャワー、沐浴等)
- 12:00 絵本の読み聞かせ
- 12:10 午睡(乳児はひとりひとりの生活リズムによる)
- 15:00 片付け、トイレ、手洗い
- 15:10 おやつ
- 15:40 帰りの準備 16:00 帰りの会 順次降園(自由遊び)
- 16:00 帰りの会 順次降園(自由遊び)
- 18:15～19:15 延長保育時間

20. 年間行事予定

(発育測定、お誕生日会、お弁当会、避難訓練は毎月実施します。)

4月	入園、進級式(保護者懇談会)
5月	こいのぼり集会 野菜の植え付け
6月	内科健診、歯科検診、尿検査
7月	たなばた集会 プールびらき
8月	プールあそび 野菜収穫
9月	敬老会
10月	親子レク集会
11月	野菜植え付け
12月	クリスマス会 内科健診、歯科検診、尿検査
1月	個人面談
2月	まめまき 野菜収穫
3月	ひなまつり集会 卒園式

21. ご利用にあたって

(1) 利用開始の際に用意していただくもの

- ・住所を確認するもの(保険手帳、母子手帳 等)
- ・保護者の緊急連絡先(3ヶ所 うち1ヶ所は固定TEL)
- ・児童の健康や体調を確認するもの(健康診断書、母子手帳 等)

(2) 毎日持参いただくもの

持ち物について

- ・すべての持ち物、身に着けるものには名前の記入をお願いします。
- ・毎日、カバンの中を確認して下さい。

◎毎日の持ち物

0 ・ 1 歳 児	2 歳 児
着替え(3組)	着替え(3組)
紙オムツ(6枚)	紙オムツ(3枚)・トレーニングパンツ(3枚)
お手拭きタオル(3枚)	お手拭きタオル(3枚)
フェイスタオル(1枚)	フェイスタオル(1枚)
汚れ物を入れる袋	汚れ物を入れる袋
水筒	水筒
	※園児が持てるサイズのリュックを準備して下さい。

- ・ティッシュや歯ブラシは連絡があった月に持たせて下さい。
- ・午睡用のマット・・・夏(タオルケット・マット) 冬(毛布・マット)
- ・連絡帳は毎日確認の上、確認済みのサインをお願いします。

(3) その他の留意事項

通園について

- ・登園前に体温や健康状態の確認を行って下さい。
- ・登園、降園の園児の受け渡しは、保護者と職員が確認し合ってください。
- ・朝食は必ず摂ってから登園させて下さい。
- ・園での生活に不必要なものは持たせないで下さい。(おもちゃ、おかし等)
- ・暴風雨、その他の災害、事故等の時は早急にお迎えをお願いします。
- ・台風の時、バスの運休と小・中学校がお休みの時は、保育園も休園になります。
(台風接近時で風雨が強い時等、家庭保育が可能であれば登降園時の安全確保の為お休みが望ましいです。)

- ・発熱(37.5度以上)や咳・喘鳴等明らかな体調不良の場合は、症状悪化予防のため御家庭でゆっくり休ませて下さい。解熱剤、鎮痛剤を服用しての登園はできません。
- ・病院受診が必要な場合お休みをお願いします。園での活動にあまりさしさわりの無い軽度でお薬を処方してもらう為に受診の場合、早めのお迎え後病院受診をお願いします。(感染症対策として病院受診後の登園はできませんので御了承ください)
- ・発熱があった場合、解熱後24時間は登園を控え御家庭にて安静を保ち再発防止に努めて下さい。
- ・感染症の疑いがある場合は登園を控え、御家庭で様子を見たうえで疑いのない状態になったら登園しましょう。
- ・緊急連絡用として園に登録の電話番号に園より着信がある場合、速やかに対応して下さい。

保育園からのお願い

1. 朝9時までには登園させて下さい。
2. お休みの時は必ず9時までには連絡下さい。
3. お迎えが遅れる場合は、原則として随時の延長保育扱いとなりますので午後5時までにはご連絡下さい。
4. 家庭調査票(住所、勤務先、電話番号、家庭構成)に変更が生じたときは連絡下さい。
5. 感染症で休んだ場合は、治療後医師の登園許可書を提出してからの登園となります。
6. 保育時間中に服薬が必要な時は、与薬連絡票を記入の上、1回分の薬と一緒に職員に手渡しして下さい。
7. 予防接種当日は副反応がおこる可能性がある為、接種後の登園を控え家庭保育での対応が望ましいです。

※解熱剤・鎮痛剤・座薬・市販の薬は原則としてお預かりできません。

※医療機関からの処方であり、服用期限内であること。

※園では、お子さんにお薬が合わない・副作用が出たなどの症状に対しての責任は負えませんので御了承下さい。初めての薬は家で処方したうえで副作用がないか確認してから園の方にお願いして下さい。

※薬にはひとつひとつ名前の記入を忘れずをお願いします。

※朝食後と就寝前の服用を指示されている薬は御家庭で対応をお願いします。

与薬連絡票（保護者記載用）

令和 年 月 日 記

☆医師の診察を受けたところ、下記の通り指示がありましたのでお願い致します。

尚、与薬の責任は保護者と致します。

☆服用させる薬について薬剤情報提供書（コピー）も一緒に提出して下さい。

依頼先	ひだまり保育園 宛		
依頼者	保護者氏名： 子ども氏名： クラス名：		
病院名			
病名（又は症状）			
薬の種類（該当するものに○）	粉 ・ 液（シロップ） 外用薬（ ） その他（ ）		
薬の内容	抗生物質 ・ かぜ薬 ・ 咳止め 下痢止め ・ 外用薬 ・ その他（ ）		
使用する日時	令和 年 月 日 ～ 月 日 該当するものに○ 食前 ・ 食後 その他具体的に（ ）		
外用薬などの使用法			
備考	薬剤情報提供書 あり ・ なし		

保育園記載	受領者サイン	投与者サイン
-------	--------	--------

感染症による登園停止について

☆下記の病気については他の園児に感染のおそれがあるため、学校保健安全法により登園停止になります。集団での生活の為感染拡大の予防に御理解と御協力をお願い致します。尚、再登園時は医師の意見書（登園届）の提出をお願い致します。

感染症名	感染しやすい期間	登園の目安
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで（幼児（乳幼児）にあつては、3 日を経過するまで
風しん	発しん出現の前 7 日から後 7 日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1～2 日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え 2 日経過してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで
コロナウイルス感染症	発症 2 日前から症状のある間	発症後 5 日（症状発現日は 0 日、翌日から 5 日間）を経過し、かつ、症状軽快後 1 日を経過するまで

☆上記以外で乳幼児に多い感染症で、ウイルス性の下痢・嘔吐（ロタ・ノロ）とびひ・手足口病・流行性結膜炎 等に対してはその症状によって園独自の判断により登園停止になる場合があります。

☆第一種感染症（エボラ出血熱、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザなど）や第三種感染症（コレラ、細菌性赤痢など）の他、上記の病気にかかった場合も学校保健安全法によって出席・登園停止になります。停止期間は原則的な基準ですので、専門医の診断を受け、その指示に従って下さい。

学校保健安全法施行規則より抜粋

※法令が改正されますと一部内容が変更になる場合があります。